

# 湖山池を守る会規約

## (目的)

第1条 この会は、湖山池の美化に関する啓発と実践を組織的に展開し、池の汚濁ゴミの不法投棄をなくして美しい湖山池の自然を守ることを目的とする。

## (名称)

第2条 この会は、「湖山池を守る会」という。

## (事業)

第3条 この会は、第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 湖山池を美しくする運動の啓発宣伝
- (2) 湖山池を美しくする運動の企画・実践
- (3) 湖山池を活かす活動のための調査研究
- (4) その他目的達成に必要な事項

## (事務局)

第4条 この会の事務局は、鳥取市役所内に置く。

## (組織)

第5条 この会は、第1条の趣旨に賛同する団体等で構成する。

## (役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 監事2名 (4) 幹事若干名
- 2 役員は、総会において会員及び学識経験者の中から選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 補欠役員任期は前任者の在任期間とする。

## (役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、企画運営にあたる。
- 4 監事は、会計監査にあたる。

## (顧問)

第8条 この会に顧問を置くことができる。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催し予算・決算・事業計画、その他主要事項を審議決定する。ただし、会長が必要と認めたときは随時開催することができる。

(書面による議決)

第10条 次のいずれかに該当すると会長が認めるときは、総会に付議する事項について書面による審議決定を行うことができる。

(1) 震災、風水害又は感染症への対応等により総会を開催することが困難と認めるとき。

(2) 至急の審議決定が必要で総会を開催する余裕がないと認めるとき。

2 会長は、前項の規定により書面による審議決定を行った場合は、速やかにその結果を報告しなければならない。

(経費)

第11条 この会の経費は、寄付金・補助金をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

附 則

この会の規約は、昭和47年8月3日から施行する。

この会の規約は、平成15年4月25日から施行する。(一部改正)

この会の規約は、平成18年4月21日から施行する。(一部改正)

この会の規約は、令和3年6月18日から施行する。(一部改正)